

呉市教育委員会会議録  
(令和5年7月24日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録  
令和5年7月24日定例会

1 開催日時 令和5年7月24日(月) 14:00開会  
16:12閉会

2 開催場所 758会議室(呉市役所7階)

3 出席委員 教育長 寺本有伸  
委員 佐々木元  
委員 吉中由美子  
欠席委員 教育長職務代理者 森尾敬介  
委員 辻佑子

4 出席職員 教育部長 高橋伸治  
教育部副部長 森川英司  
教育部副部長 石川直之  
教育部参事補兼呉高等学校事務長 追原重臣  
教育総務課長 横田三奈  
学校施設課長 瀧川孝徳  
学校教育課長 木屋善貴  
学校安全課長 伊藤賀世  
学校施設課主幹 丸石大  
教育総務課課長補佐 橋本優子

5 傍聴者 1人

6 日程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 報告第22号 寄附受納について
- (4) 報告第23号 専決処分について
- (5) 教議第33号 呉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 教議第34号 「教育委員会事務点検・評価(令和4年度事務事業対象)」に係る意見交換について

(14:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

本日、森尾委員、辻委員から欠席の届出がなされておりますことを、御報告します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、佐々木委員・吉中委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐 (令和5年6月23日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第6については、教育委員会と事務局との意見交換が趣旨でありますので秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

#### 報告第22号 寄附受納について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第22号「寄附受納について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

瀧川課長 報告第22号「寄附受納について」御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

この度、郷原女性会より呉市立郷原小学校に対し、1,613,700円相当の物品の寄附申込みがあり、これを受納することとしました。

これは、郷原小学校が本年10月に創立150周年を迎えるに当たり、老朽化した学校旗を新調してもらいたいとの申出を受け、学校旗、旗棒、旗立台などの物品一式の寄附申出があり、これを受けることとしたものです。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第3の報告第22号「寄附受納について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

#### 報告第23号 専決処分について

教 育 長 次に、日程第4の報告第23号「専決処分について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

追原 参事補 報告第23号「専決処分について」御説明いたします。  
資料3ページを御覧ください。

まず、状況について御説明いたしますので、4の損害の状況を御覧ください。本件は、令和5年5月24日午後3時10分頃、虹村公園多目的広場において、本校のスポーツⅡの授業を行っていた際、生徒が打ったボールが、バッティングネットの作成作業のため、同広場内に駐車していた相手方が所有する普通貨物自動車に当たり、相手方車両のフロントガラス及びブルーに損傷を与えたものです。

3行目に戻っていただきまして、このことにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年6月13日、市長が損害賠償に関する専決処分をいたしましたので、これを報告するものです。

1の賠償の理由につきましては、校外における授業中の事故による車両損傷でございます。2の賠償金額は、157,146円でございます。3の賠償の相手方は呉市所在の法人でございます。賠償金につきましては、全国市長会学校災害賠償補償保険が適用され、保険会社を通じて6月22日に相手方に支払われました。

なお、本件につきましては、6月定例会において、議会報告を行いました。  
説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第4の報告第23号「専決処分について」の説明がありました。ただ、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。  
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

### 教議第33号 呉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第5の教議第33号「呉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

横 田 課 長 それでは、教議第33号「呉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。資料6ページの議案資料をお願いします。

1の改正の趣旨を御覧ください。

教育委員会の会議において、オンライン会議システムを活用した出席を可能とするよう、所要の規定の整備を行うものです。

2の改正の内容を御覧ください。

(1)教育長が特に必要と認めるときは、各委員がオンライン会議システム、条文では「映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法」によって会議に出席することができる、とする規定を追加します。

なお、どのような場合にオンラインでの出席を認めるか、というところですが、現在のところ、災害等による交通機関の途絶や、感染症対策等のための外出の自粛、他の業務等により開催場所に参集することが困難な場合などを想定しています。

(2)採決をするに当たり、教育長を出席委員に含めていたものを改め、「教育長及び出席委員」に訂正します。

(3)会議を非公開とする事件について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の条文に沿って、規定を改めます。

(4)その他，字句の訂正を行います。

なお，(2)から(4)までの改正部分については，条文のみの訂正でありまして，取扱いについての変更ではありません。

3の施行期日は公布の日です。

詳細の改正内容につきましては，5ページに記載しております。改正箇所は，下線で示しておりますので，御確認ください。

説明は，以上でございます。

教 育 長 ただいま，事務局から日程第5の教議第33号「呉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが，これについて，御質問，御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 オンライン会議システムについては，今の時代当然だと思います。

吉中委員 ほかの会議でもオンラインでの会議は活用されていますし，教育委員会会議でも必要だと思います。

一つ確認したいのが，出席する側ですが，個室で参加するとか，使う機器はパソコンに限るとかいろいろあると思いますが，これとは別に決めたり，お知らせがあるということですか。

横田課長 そのとおりでございます。

吉中委員 教育委員会会議の開催における規則という捉え方で，オンラインも可能であるということで，オンラインの方法についてはまた別途ということですか。

横田課長 はい。お知らせいたします。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで，それでは，本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで，よって本件は原案どおり決めます。

公開案件はここまでとなっておりますので，傍聴者の方は誠に申し訳ありませんが御退室ください。

(14:10)

教 育 長 それでは，ここで一旦定例会を中断させていただいて，先に「トピックス」の説明をお願いします。

(各課からトピックス等について説明)

教 育 長 それでは議題に戻りますので，説明員の交代をお願いします。

これより秘密会の議題に入ります。

(14:25)

教 育 長 以上で定例会を閉会します。

(16:12)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

( 教育長 寺 本 有 伸)

( 委 員 佐々木 元)

( 委 員 吉 中 由美子)

(令和5年7月24日定例会)